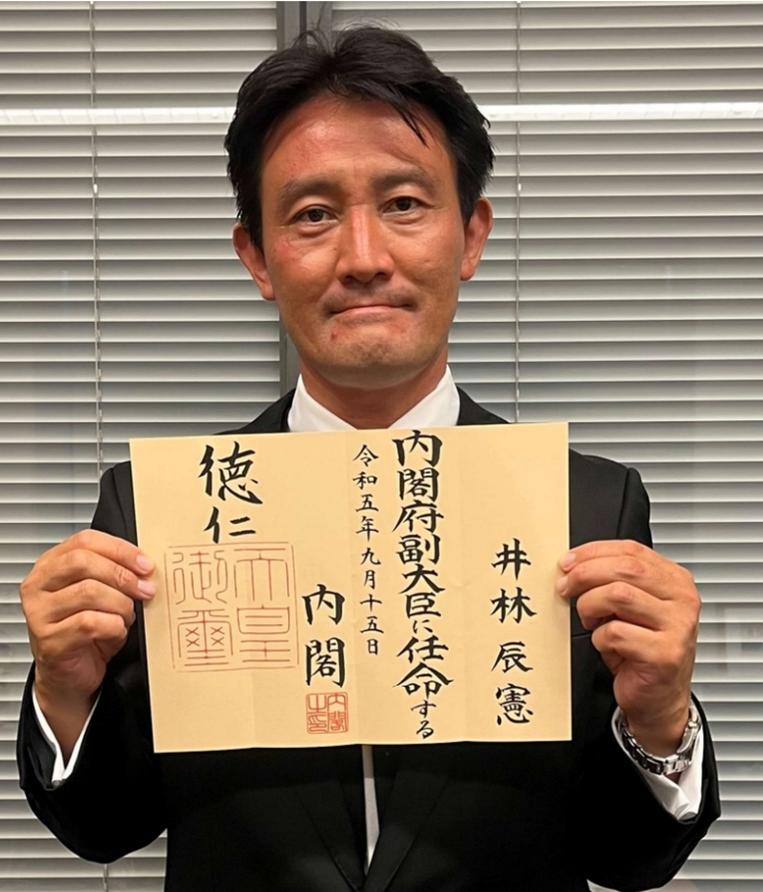


～なかなか聞きにくい～

相続税及び贈与税の税制改正のあらまし

令和6年1月1日施行



天皇陛下より官記を賜り
内閣府副大臣を拝命しました
担当に政府税調が含まれます

【目次】

- P 1. 相続税の改正・申告について
- P 2. 相続税の計算の仕組み
- P 3. 贈与税の仕組み（暦年課税）
- P 4. 贈与税の仕組み（相続時精算課税）
- P 5. 相続時精算課税の改正に関するQ&A
- P 6. 死亡保険金の相続税非課税制度

相続税の改正・申告について

令和五年度税制改正で「相続税及び贈与税」改正が行われ、令和6年1月1日から施行されました。

概要は以下の通りです。

- 相続税の申告と納税は、相続又は遺贈によって取得した財産及び相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額※¹（債務などの金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与により取得した財産※²の価額を加算します。）の合計額が遺産に係る基礎控除額を超える場合に必要です（相続税の計算の仕組みについては、次頁を御参照ください。）。

その遺産に係る基礎控除額の範囲内であれば申告も納税も必要ありません。

※1 令和6年1月1日以後の相続時精算課税に係る贈与により取得した財産については、贈与を受けた年分ごとに、その財産の贈与時の価額の合計額から相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額となります。

※2 令和6年1月1日以後の暦年課税に係る贈与により取得した財産については、相続開始前7年以内の贈与により取得した財産が加算の対象となり、一定の期間に取得した財産については、その贈与時の価額の合計額から100万円を控除した残額が相続税の課税対象となります。

- 相続税の申告は、被相続人が死亡したことを知った日（通常の場合は、被相続人の死亡の日）の翌日から10か月以内に行うことになっています。
- 相続税の申告書の提出先は、被相続人の死亡の時ににおける住所が日本国内にある場合は、被相続人の住所地を所轄する税務署です。

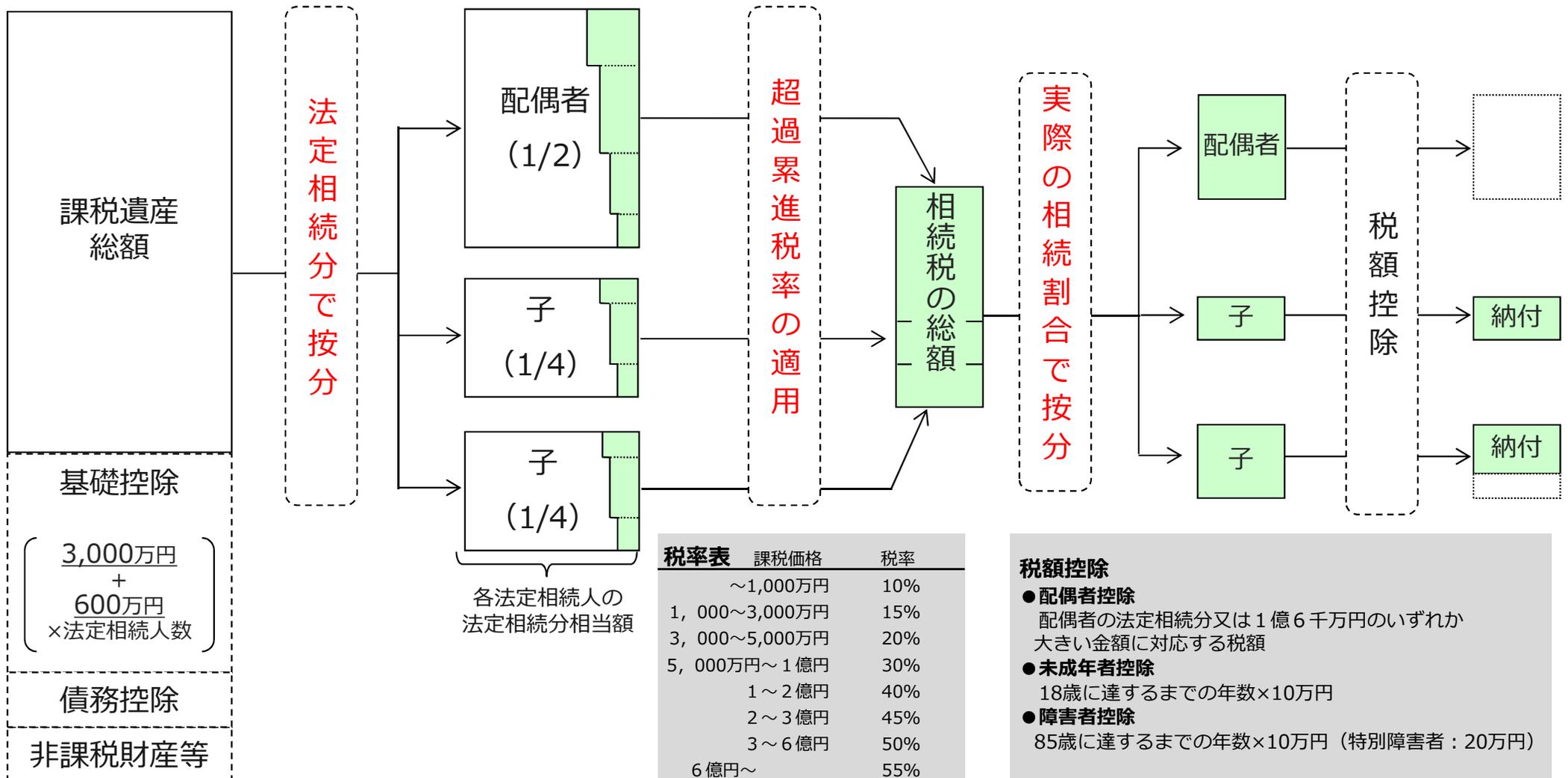
言葉ではわかりにくいですよね。以降で、ご説明します。

相続税の計算の仕組み

- 我が国では、課税遺産総額と法定相続人の構成・数によって「相続税の総額」を計算し、それを各人の取得財産の額に応じ按分して税額を計算する方式（法定相続分課税方式）が採られている。

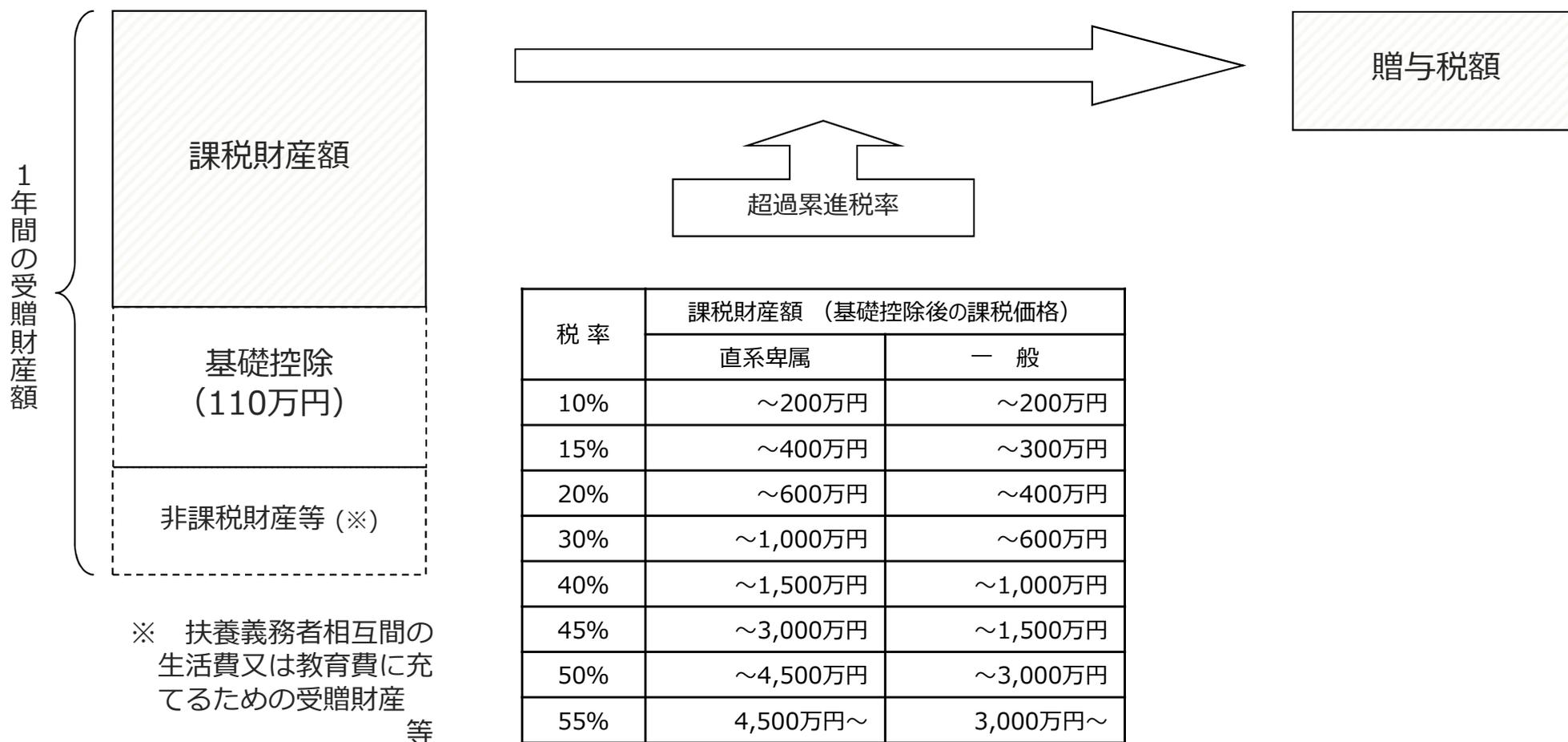
相続税の総額の計算

各人の納付税額の計算



贈与税の仕組み（暦年課税）

- 贈与税は、個人から贈与により財産を取得した個人に対して、その財産の取得の時ににおける時価を課税価格として課される税で、相続税の補完税としての性格を持つ。



贈与税の仕組み（相続時精算課税）

	制度の仕組み	3,000万円を生前に一括贈与し、1,500万円を遺産として残す場合の計算例 (法定相続人が配偶者と子2人の場合)	【参考】 暦年課税の場合
【贈与時】	① 贈与財産額から 基礎控除額を控除した残額 を贈与者の相続開始まで 累積 ② 累積で2,500万円の非課税枠 ③ 非課税枠を超えた額に一律20%の税率		納付税額 1,036万円
【相続時】	基礎控除後の累積贈与額 を相続財産の価額に加算して、相続税額を精算		無税
○ 相続時精算課税制度を選択できる場合（暦年課税との選択制） 贈与者：60歳以上の者 受贈者：18歳以上の贈与者の直系卑属である推定相続人及び孫		合計納税額 0円	1,036万円

相続時精算課税の改正に関するQ&A

問 1 相続時精算課税を選択するためには、どのような手続が必要ですか。

答 1 相続時精算課税を選択する場合は、原則として、贈与税の申告書の提出期間内に「相続時精算課税選択届出書」を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。
なお、贈与税の申告書を提出する必要がある場合は、この届出書を申告書に添付して提出することになります。また、贈与税の申告書を提出する必要がない場合は、この届出書を単独で提出することになります。

問 2 私は相続時精算課税を選択しており、令和 6 年中に特定贈与者である父から贈与により財産を取得しましたが、その財産の価額の合計額は基礎控除額（110万円）以下でした。他に贈与は受けていません。この場合、贈与税の申告をする必要がありますか。

答 2 令和 6 年中に特定贈与者から贈与により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額以下ですので、令和 6 年分の贈与税の申告は必要ありません。

- このパンフレットは、令和 5 年 4 月 1 日現在の法令に基づき作成しています。
- 国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】では、タックスアンサー（よくある税の質問など、相続税や贈与税の情報を掲載しておりますので、是非ご利用ください。



【参考】死亡保険金に係る相続税の非課税制度の概要

- 被相続人の死亡によって、相続人が受け取った生命保険金等のうち、被相続人が負担した保険料に対応する金額については、その相続人が相続によって取得した財産とみなされ相続税の課税対象となる。
- この場合、一定の金額に相当する部分については、相続税が非課税とされている。

死亡保険金の非課税限度額の計算

死亡保険金の
非課税限度額

＝ 500万円 ✕

法定相続人の数

例) 相続人が配偶者と子2人の場合で、子2人がそれぞれ2,000万円ずつ合計4,000万円の保険金を受け取ったとき

500万円×3人＝1,500万円（非課税限度額）

4,000万円－1,500万円＝2,500万円（相続財産に加算）

令和6年9月9日 新発売！！

井林たつりのスマイルメッセージ ～静岡県 の 活力再生プラン～

井林たつりの スマイルメッセージ

静岡県の活力再生プラン

衆議院議員

井林たつり

「日本のために、ふるさとのために。家を愛し、
地域を愛し、新しい力で静岡県の未来を創る！」

衆議院議員・井林たつり(静岡2区)が
静岡の課題、魅力、
明るい将来について18名の
各界の第一人者と語り合う！

FM 島田で放送中の
人気ラジオ番組、待望の書籍化！

井林たつり 衆議院議員



「なぜ政治家になったのか？」「政治家になって何がしたいのか？」初当選前後によく聞かれていました。最近、再度聞かれるようになってきました。

改めて、井林たつりの原点や、故郷静岡県への想いや政策。そして、日本の将来像にもつながるプランの一端を著作として出版しました。

また、FM島田にて放送の「井林たつりスマイルメッセージ」で行った、各界リーダーとの対談も掲載！是非、ご一読下さい！

自民党入党のお願い

派閥が解散したので、今後の人事は、集めた党員の数で評価されポストが与えられることになりました。自民党の為だけではなく「井林たつり」の政策実現にも、お力をお貸しください。党費は年4,000円（家族党員2,000円）です。下記FAX頂くか、電話(054-639-5801)又はメール(office@t-ibayashi.com)でお伝えください。

FAX 054-639-5802

お名前 _____

※入党は個人名のみとなります。

住所 〒 _____

TEL/ FAX _____

生年月日 _____

衆議院議員 井林たつり プロフィール

生年月日 昭和51年7月18日

住 所 藤枝市本町

本 籍 榛原郡川根本町(お茶農家)

【経歴】

京都大学工学部卒業、同大学院環境工学修了
平成14年より国土交通省勤務、平成22年6月退官
平成24年12月初当選(四期目)

平成28年8月環境・内閣府大臣政務官
令和3年11月自民党 財務金融部会長

令和5年9月内閣府副大臣

令和6年6月自民党静岡県連会長

静岡県サッカー協会中西部支部 会長

【家族】妻・長女・次女

【趣味】野球、水泳

【好物】焼魚、白米、お茶

ポスター掲示を
お願いします。

“井林たつり”のスマイルメッセージ

第1・第3・第5<水曜日> FM 島田 (76.5MHz)

放送；8:10～ 再放送；18:35～

ネットでも聞けます (<http://www.jcbasimul.com/>)